○国税庁告示第十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月三十一日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人ハートフル福祉募金	宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番一号	佐藤　隆雄	平成二十二年六月一日から平成二十七年五月三十一日まで
特定非営利活動法人みやぎ発達障害サポートネット	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目四―一	大塚美智子	平成二十二年六月一日から平成二十七年五月三十一日まで

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字岩倉七六六の一、七六六の一二、七六六の二一、七六七の一、七六七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字屋篠ノ洞九九の三、一〇二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町菅沼字前平四七四の一、四七四の九、四七六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前平四七六の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町奥田洞字はじかみ一四六二、一四六三、萩原町上村字門洞二二九八の一・二二九九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、金山町東沓部字西山一三二の一、一四二の一、金山町金山字修羅本谷三七一六の一、三七一六の七、乗政字欠ケ平二六二三の三、本巣市根尾黒津字宮ノ平四四二の一七、四五四の三、四五四の五、中津川市苗木字井汲六四五の二一、六四五の三六、加子母字小郷東三の三三一から三の三三四まで、三の三五〇、三の三五一、字東万賀五三七一の一八七から五三七一の一八九まで、阿木字押沢一〇八三の一、神坂字中根二九五三、字モチ畑二九五五、字川表三一八七の一、三一九二、川上字上平一三八八の三、一三八八の五、一三八九の六、一三九八の九、一四〇〇、中津川字高橋三四九七の一、三五一四の三九、三五一四の四〇、三五一四の四三、三五一四の四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸阿部字木作一五〇四、洞戸大野字牧目一一六一の一・洞戸小坂字下之洞一七四〇の一・一七四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、高山市荘川町黒谷字二子谷七七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町東河内字横尾一四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県西脇市黒田庄町石原字市山一四五五の二、一四五五の四、一四五五の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字市山一四五五の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。